

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第2項及び第53条第2項の規定に基づき、京都大学の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 事務本部</u> (事務本部に置く部等) 第2条 事務本部に、次に掲げる部並びに総長室及び監査室を置く。 総務部 渉外部 財務部 施設部 情報部 学務部 研究国際部</p> <p>第3条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 企画課 事務改革推進室 リスク管理課 人事課 2 前項に定めるもののほか、人事課に労務管理室を置く。</p> | <p>(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第2項の規定に基づき、京都大学の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織の構成)</u> 第2条 本学の事務組織は、法人の経営、大学の教育研究その他本学の業務の実施に関し必要な事務を適確に分掌するため、第4条から第9条までに定めるところにより置かれる組織全体によって系統的に構成されなければならない。 2 第4条から第9条までに定めるところにより置かれる組織は、それぞれの所掌事務について、企画及び実施するとともに、その状況を自ら評価して適確化を図り、並びに相互の連絡及び調整を図り、一体として機能を発揮するようにしなければならない。 (部、課等) 第3条 部（この条において別表1左欄に掲げる組織並びに別表2第1欄及び第4欄に掲げる組織をいう。）は、次項の規定による事務分掌の基本組織である課等又は掛その他の内部組織を、その所掌事務の性質に応じて有機的にまとめ、相互の機能を高めることを目的として編成するものとする。 2 課、室及びセンターは、法人の経営、大学の教育研究その他本学の業務の実施に関し必要な事務を分掌するための基本組織とし、その所掌事務の性質に応じ、これを適確かつ効率的に行うために掛その他の内部組織により構成する。 (事務本部) 第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部及び総長室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。 2 前項の部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。 3 前項に定めるもののほか、第1項の部に次長を置くことができる。 (共通事務部) 第5条 別表2第3欄に掲げる部局に係る共通の事務を処理させるため、同表第1欄に掲げる共通事務部を置き、共通事務部に同表第2欄に掲げる課又はセンターを置く。 2 前項の共通事務部に部長を、課に課長を、センターにセンター長を置く。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第4条 渉外部に、次に掲げる課及び室を置く。 <u>渉外企画課</u> <u>広報・社会連携推進室</u></p> <p>第5条 財務部に、次に掲げる課を置く。 <u>財務課</u> <u>監理課</u> <u>経理課</u> <u>資産課</u></p> <p>第6条 施設部に、次に掲げる課を置く。 <u>企画課</u> <u>環境安全保健課</u> <u>整備課</u> <u>管理課</u></p> <p>第7条 情報部に、次に掲げる課を置く。 <u>情報推進課</u> <u>情報基盤課</u></p> <p>第8条 学務部に、次に掲げる課を置く。 <u>学生課</u> <u>奨学厚生課</u> <u>教務企画課</u> <u>共通教育推進課</u> <u>入試企画課</u></p> <p>第9条 研究国際部に、次に掲げる課を置く。 <u>研究推進課</u> <u>産官学連携課</u> <u>国際交流課</u> <u>留学生課</u> (その他の組織)</p> <p>第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、<u>事務本部に、部、課その他これに相当する組織を置き、長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> | <p>3 <u>前項に定めるもののほか、第1項の共通事務部に次長を置くことができる。</u> <u>(部局事務部等)</u></p> <p>第6条 別表2第3欄に掲げる部局の事務を処理させるため、<u>同表第4欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第5欄に掲げる課又は室を置く。</u></p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては部長、物質—細胞統合システム拠点事務部にあっては事務長として事務部門長。以下同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては副事務部長、物質—細胞統合システム拠点事務部にあっては副事務部門長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 第1項の部局事務室に事務室長、事務担当その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第7条 第5条第2項の部長、課長又はセンター長と、前条第2項の事務長、課長若しくは室長、同条第3項の副事務長又は同条第4項の事務室長は同一人が兼ねることができる。</p> <p>(その他の組織)</p> <p>第8条 第4条から第6条までに定めるもののほか、別表3第1欄に掲げる組織に、<u>同表第2欄に掲げる総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、同表第3欄に掲げる組織又は職を置く。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、当該組織又は職に関し必要な事項は、同表第4欄に掲げる者が定める。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(内部組織)</p> <p><u>第11条 第2条に定める部に、次長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 次長は、部長の職務を助け、部の事務を整理する。</u></p> <p><u>3 次長は、当該部の課長又は前条に定める部、課その他これに相当する組織の長をもって充てる。</u></p> <p><u>4 総長室及び監査室並びに第3条から前条までに定める課及び室(以下「課等」という。)に、課長補佐、室長補佐、専門員、掛及び掛長又は専門職員を必要数置く。</u></p> <p><u>5 前項の課等に主任を置くことができる。</u></p> <p><u>6 課等に置く、課長補佐、室長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項は、総務担当の理事が定める。</u></p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、次長に関し必要な事項は当該部長が、課等の内部組織については総長室長、監査室長、当該課長又は室長が定める。</u></p> <p><u>第3章 部局の事務組織</u> <u>(部局に置く事務部)</u></p> <p><u>第12条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生命科学研究所、地球環境学、人文科学研究所、再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、iPS細胞研究所、附属図書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事務部を置く。</u></p> <p><u>2 前項の事務部のうち、理学研究科、医学研究科、工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。ただし、再生医科学研究所事務長及びウイルス研究所事務長については、第17項に定める事務部長又は第21条第2項に定める課長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 文学研究科に置く事務部は、文化財総合研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、文学研究科事務部とする。</u></p> <p><u>4 教育学研究科に置く事務部は、こころの未来研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、教育学研究科事務部とする。</u></p> <p><u>5 法学研究科に置く事務部は、公共政策連携研究部の事務を併せて処理するものとし、その名称は、法学研究科事務部とする。</u></p> | <p>(内部組織)</p> <p><u>第9条 第4条から第6条までに定める課、室、センター、部局事務部、部局事務室及び前条に定める事務組織(次項において「課等」という。)に、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員、掛及び掛長、専門職員又は主任を必要数置き、これらの数、掛の名称その他必要な事項は、総務担当理事が定める。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、課等の内部組織については当該課等の長が定める。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|-----|
| <p>6 <u>経済学研究科に置く事務部は、経営管理研究部の事務を併せて処理するものとし、その名称は、経済学研究科事務部とする。</u></p> <p>7 <u>理学研究科に置く事務部は、生態学研究センター及び低温物質科学研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、理学研究科事務部とする。</u></p> <p>8 <u>医学研究科に置く事務部は、放射線生物研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、医学研究科事務部とする。</u></p> <p>9 <u>工学研究科に置く事務部は、福井謙一記念研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、工学研究科事務部とする。</u></p> <p>10 <u>農学研究科に置く事務部は、フィールド科学教育研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、農学研究科等事務部とする。</u></p> <p>11 <u>霊長類研究所に置く事務部は、野生動物研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、霊長類研究所事務部とする。</u></p> <p>12 <u>東南アジア研究所に置く事務部は、アジア・アフリカ地域研究研究科及び地域研究統合情報センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、東南アジア研究所等事務部とする。</u></p> <p>13 <u>宇治地区に置く事務部は、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所及び防災研究所の事務を処理するものとし、その名称は、宇治地区事務部とする。</u></p> <p>14 <u>第1項に定めるもののほか、エネルギー科学研究科、情報学研究科及び地球環境学堂の事務のうち特定の事務を併せて処理するため部局事務部を置き、その名称は、三研究科共通事務部とする。</u></p> <p>15 <u>前項の事務部に事務長を置く。</u></p> <p>16 <u>第1項に定めるもののほか、再生医科学研究所、ウイルス研究所及びiPS細胞研究所の事務のうち特定の事務を併せて処理するため部局事務部を置き、その名称は、病院西地区共通事務部とする。</u></p> <p>17 <u>前項の事務部に事務部長を置く。</u></p> <p>第13条 <u>前条第1項に定めるもののほか、物質—細胞統合システム拠点に事務部を置く。</u></p> <p>2 <u>前項の事務部に、事務部長として事務部門長を置く。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、第1項の事務部に副事務部門長を置くことができる。</u> <u>(部局事務部の課等)</u></p> <p>第14条 <u>医学研究科事務部に経営企画課を置く。</u></p> <p>2 <u>前項の課に課長を置く。</u></p> <p>第15条 <u>工学研究科事務部に、次に掲げる課及びセンターを置く。</u> 総務課 管理課</p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|-----|
| <p> <u>教務課</u> <u>学術協力課</u> <u>経理事務センター</u> <u>2 前項の課に課長を、センターにセンター長を置く。</u> <u>第16条 農学研究科等事務部に、次に掲げる課を置く。</u> <u>総務課</u> <u>経理課</u> <u>教育・研究協力課</u> <u>2 前項の課に課長を置く。</u> <u>第17条 原子炉実験所事務部に、次に掲げる課を置く。</u> <u>総務課</u> <u>経理課</u> <u>2 前項の課に課長を置く。</u> <u>第18条 附属図書館事務部に、次に掲げる課を置く。</u> <u>総務課</u> <u>情報管理課</u> <u>情報サービス課</u> <u>2 前項の課に課長を置く。</u> <u>第19条 医学部附属病院事務部に、次に掲げる課及び室を置く。</u> <u>総務課</u> <u>経営管理課</u> <u>経理・調達課</u> <u>医務課</u> <u>医療サービス課</u> <u>新病院整備推進室</u> <u>2 前項の課に課長を、室に室長を置く。</u> <u>第20条 宇治地区事務部に、次に掲げる課を置く。</u> <u>総務課</u> <u>経理課</u> <u>研究協力課</u> <u>施設環境課</u> <u>2 前項の課に課長を置く。</u> <u>第21条 病院西地区共通事務部に、次に掲げる課を置く。</u> <u>総務課</u> <u>経理課</u> <u>2 前項の課に課長を置く。</u> <u>第22条 第12条から前条までに定めるもののほか、特定の事項に係る事務を処理させるため理学研究科事務部及び物質—細胞統合システム拠点に、課又は課長を置く。</u> <u>（内部組織）</u> <u>第23条 部局事務部に、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員、掛及び掛長又は専門職員を必要数置く。</u> <u>2 部局事務部に主任を置くことができる。</u> </p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>3 <u>部局事務部に置く、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員及び専門職員の数、掛の数及び名称その他必要な事項は、総務担当の理事が定める。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、部局事務部の内部組織については、当該部局事務部の長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 その他</u> (職責)</p> <p><u>第24条 総長室長、監査室長、第3条から第9条までに定める課及び室並びに第14条から第22条までに定める課、室及びセンターの長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、室、課又はセンターの事務を掌理する。</u></p> <p>2 <u>課長補佐、室長補佐、センター長補佐及び事務長補佐は、当該課長、室長、センター長又は事務長（以下「課長等」という。）の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</u></p> <p>3 <u>専門員は当該課長等の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。</u></p> <p>4 <u>掛は、当該課長等の定めるところにより、当該課、室、センター又は事務部の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>専門職員は、当該課長等の定めるところにより、当該課、室、センター若しくは事務部の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</u></p> <p>6 <u>主任は、第4項の掛において掛長の職務を支え、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</u> <u>(所掌事務等)</u></p> <p><u>第25条 事務本部に置く総長室、監査室、課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</u></p> | <p>(職責)</p> <p><u>第10条 事務本部に置く部の部長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部の事務を掌理し、共通事務部の部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。ただし、総長室長は、総長の監督の下に室の事務を掌理する。</u></p> <p>2 <u>次長は、当該部長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</u></p> <p>3 <u>課長、室長及びセンター長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、当該事務組織の事務を掌理する。</u></p> <p>4 <u>副事務長は、当該事務長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</u></p> <p>5 <u>課長補佐、室長補佐、センター長補佐及び事務長補佐は、当該課長、室長、センター長、事務長、副事務長又は事務室長（以下「課長等」という。）の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</u></p> <p>6 (同 左)</p> <p>7 <u>掛は、当該課長等の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。</u></p> <p>8 <u>専門職員は、当該課長等の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</u></p> <p>9 <u>主任は、第7項の掛において掛長の職務を支え、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</u> <u>(事務本部の所掌事務等)</u></p> <p><u>第11条 事務本部に置く総長室、課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(共通事務部の所掌事務等)</u></p> <p><u>第12条 共通事務部における所掌事務及びその分掌は、別表2第3欄に掲げる部局の長及び同表第4欄に掲げる部局事務部及び部局事務室の長と協議等のうえ当該共通事務部の部長が定めるものと</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(部局事務部の所掌事務等)</p> <p><u>第26条</u> 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、<u>第12条第3項から第12項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあっては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとし、同条第13項、第14項及び第16項に定める事務部にあっては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。</u></p> | <p>する。</p> <p>(部局事務部の所掌事務等)</p> <p><u>第13条</u> 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が定める。ただし、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあっては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。</p> <p><u>第14条</u> 前2条に定めるもののほか、別表4左欄の部局の事務のうち、当該部局が担う全学的支援等の業務に係る企画立案等の事務については、同表右欄の組織が支援するものとする。</p> |
| <p>(技術顧問)</p> <p><u>第27条</u> 京都大学に技術顧問を置く。</p> <p>2 技術顧問は、共通施設の技術に関し、その指導及び審議に当たる。</p> <p>3 技術顧問は、教授、准教授又は講師のうちから総長が委嘱する。</p> <p>(技術室)</p> <p><u>第28条</u> 防災研究所及び原子炉実験所に技術室を置く。</p> <p>2 前項の技術室に技術室長を置く。</p> <p>3 技術室長は、上司の命を受け、事務を処理する。</p> <p><u>第29条</u> 防災研究所技術室においては、研究用装置の設計及び試作並びに運転及び計測並びに災害観測及び観測データの処理・解析その他防災研究所における技術的管理に関する事務をつかさどる。</p> <p><u>第30条</u> 原子炉実験所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他原子炉実験所における技術的管理に関する事務(同実験所事務部経理課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(その他の事務の内部組織)</p> | <p>(技術顧問)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(技術室)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p><u>第17条</u></p> <p><u>第18条</u> 原子炉実験所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他原子炉実験所における技術的管理に関する事務(同実験所事務部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(その他の事務の内部組織)</p> |
| <p><u>第31条</u> 前条までに定めるもののほか、各予算部局に検収センターを置く。</p> <p>2 検収センターに関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> | <p><u>第19条</u></p> <p>2</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p><u>別表1 (別紙のとおり。)</u></p> <p><u>別表2 (別紙のとおり。)</u></p> <p><u>別表3 (別紙のとおり。)</u></p> <p><u>別表4 (別紙のとおり。)</u></p> |

別表1（第4条関係）

| 部・室 | 課・室 |
|-------|---|
| 総務部 | 総務課 企画課 事務改革推進室 人事課 人材育成室 法務・コンプライアンス課 |
| 渉外部 | 渉外企画課 広報・社会連携推進室 |
| 財務部 | 財務課 監理課 経理課 |
| 施設部 | 施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課 |
| 情報部 | 情報推進課 情報基盤課 |
| 学務部 | 学生課 教務企画課 入試企画課 |
| 研究国際部 | 研究推進課 産官学連携課 国際交流課 留学生課 |
| 総長室 | — |

別表2 (第5条及び第6条関係)

| 1 共通事務部 | 2 課・センター | 3 部局 | 4 部局事務部・事務室 | 5 課・室 |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|--|
| 本部構内 (文系) 共通事務部 | 総務課 経理課 | 文学研究科 文化財総合研究センター | 文学研究科事務部 | — |
| | | 教育学研究科 | 教育学研究科事務部 | — |
| | | 法学研究科 公共政策連携研究部 | 法学研究科事務部 | — |
| | | 経済学研究科 経営管理研究部 | 経済学研究科事務部 | — |
| | | 人文科学研究所 | 人文科学研究所事務部 | — |
| | | 経済研究所 | 経済研究所事務部 | — |
| | | 総合博物館 | 総合博物館事務室 | — |
| | | カウンセリングセンター | カウンセリングセンター事務室 | — |
| | | 大学文書館 | 大学文書館事務室 | — |
| 本部構内 (理系) 共通事務部 | 総務課 経理課 | エネルギー科学研究科 | エネルギー科学研究科事務部 | — |
| | | 情報学研究科 | 情報学研究科事務部 | — |
| | | 生命科学研究科 | 生命科学研究科事務部 | — |
| | | 地球環境学堂 | 地球環境学堂事務部 | — |
| | | 学術情報メディアセンター | 学術情報メディアセンター事務室 | — |
| | | 女性研究者支援センター | 女性研究者支援センター事務室 | — |
| | | 白眉センター | 白眉センター事務室 | — |
| | | 学際融合教育研究推進センター | 学際融合教育研究推進センター事務室 | — |
| — | — | 原子炉実験所 | 原子炉実験所事務部 | — |
| 吉田南構内 共通事務部 | 総務課 経理課 教務課 | 人間・環境学研究科 | 人間・環境学研究科事務部 | — |
| | | 総合生存学館 | 総合生存学館事務部 | — |
| | | 高等教育研究開発推進センター | — | — |
| | | 国際高等教育院 | — | — |
| | | 物質-細胞統合システム拠点 | 物質-細胞統合システム拠点事務部 | — |
| 医学・病院構内 共通事務部 | 経理・研究協力課 | 医学研究科 放射線生物研究センター | 医学研究科事務部 | — |
| | | 医学部附属病院 | 医学部附属病院事務部 | 総務課 経営管理課 経理・調達課 医務課 医療サービス課 新病院整備推進室 |

| | | | | |
|-----------------------|--|---|-----------------|-------------------------|
| 南西地区 共回事務部 | 総務課 管理課 経理課 | 薬学研究科 | 薬学研究科事務部 | — |
| | | アジア・アフリカ地域研究研究科 東南アジア研究所 地域研究統合情報センター アフリカ地域研究資料センター | 東南アジア研究所等事務部 | — |
| | | 再生医科学研究所 | 再生医科学研究所事務部 | — |
| | | ウイルス研究所 | ウイルス研究所事務部 | — |
| | | iPS 細胞研究所 | iPS 細胞研究所事務部 | — |
| | | こころの未来研究センター | こころの未来研究センター事務室 | — |
| 北部構内 共回事務部 | 総務課 経理課 施設安全課 研究支援課 | 理学研究科 生態学研究センター 低温物質科学研究センター | 理学研究科事務部 | — |
| | | 農学研究科 フィールド科学教育研究センター | 農学研究科等事務部 | — |
| | | 基礎物理学研究所 | 基礎物理学研究所事務部 | — |
| | | 数理解析研究所 | 数理解析研究所事務部 | — |
| | | 野生動物研究センター | 野生動物研究センター事務室 | — |
| — | — | 霊長類研究所 | 霊長類研究所事務部 | — |
| 宇治地区 事務部 | 総務課 経理課 研究協力課 施設環境課 | 化学研究所 | — | — |
| | | エネルギー理工学研究所 | — | |
| | | 生存圏研究所 | 生存圏研究所事務部 | |
| | | 防災研究所 | — | |
| 桂地区 (工学研究科) 事務部 | 総務課 管理課 教務課 学術協力課 経理事務センター | 工学研究科 福井謙一記念研究センター | — | — |
| — | — | 附属図書館 | 附属図書館事務部 | 総務課 情報管理課 情報サービス課 |

別表3（第8条関係）

| 1 事務組織 | 2 特命事項 | 3 設置組織・職 | 4 必要事項を定める者 |
|---------------|---|--------------------|----------------|
| 総務部 | 報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。 | 報道担当課長 | 総務部長 |
| | 事務組織改革に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。 | 事務組織改革担当課長 | |
| 学務部 | 学生の課外活動及び厚生事業に係る事務について、学務部長を助け、及び整理すること。 | 課外活動・厚生担当課長 | 学務部長 |
| 総長室 | 総長の行う業務に関し、必要な企画立案、連絡調整その他の支援を行うこと。 | 総長室担当部長 総長室担当課長 | 総長 |
| 本部構内（文系）共通事務部 | 当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。 | 図書担当課長 | 本部構内（文系）共通事務部長 |
| 北部構内共通事務部 | 当該構内における教務事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。 | 教務事務改革室長 | 北部構内共通事務部長 |
| 医学研究科事務部 | 医学研究科における教育改革について、医学研究科事務長を助け、及び整理すること。 | 医学研究科副事務長（教育改革担当） | 医学研究科事務長 |
| 附属図書館事務部 | 附属図書館の業務の実施に関し、関連部署との円滑な連絡調整を図ること。 | 連絡調整担当部長 | 附属図書館事務部長 |

別表4（第14条関係）

| 部局 | 事務組織 |
|----------------|------------|
| カウンセリングセンター | 学務部学生課 |
| 大学文書館 | 総務部総務課 |
| 学際融合教育研究推進センター | 総務部企画課 |
| 学術情報メディアセンター | 情報部情報推進課 |
| 女性研究者支援センター | 研究国際部研究推進課 |
| 白眉センター | 研究国際部研究推進課 |
| こころの未来研究センター | 教育学研究科事務部 |